

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 9月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：27件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	燃料交換機試運転において、横行速度制御用直流電動機のブラシのリード線に断線が認められたため、当該ブラシを交換	D	
2	1号機	燃料交換機操作室用空調機の試運転において、圧縮機側出口温度の急激な上昇により圧縮機の故障が認められたため、当該圧縮機を交換	D	
3	1号機	超高圧開閉所碍子洗浄装置の大熊線2号用壁貫ブッシング碍子洗浄区画弁に閉動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	1号機	取水設備スクリーン洗浄装置渦巻きストレーナ（B）の排出弁上流側フランジ部より海水の噴霧状リーク（鉛筆1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	1号機	復水脱塩装置用加熱蒸気供給弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	1号機	所内ボイラ保管用窒素ガスボンベ建屋のボンベ圧力変換器接続部より窒素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	1号機	所内ボイラ保管用窒素封入装置窒素ガスしゃ断弁のグランド部より窒素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	2号機	主タービン電気油圧式制御装置油冷却器バイパス弁の開度指示計に指示値不良が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
9	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（34-23）の窒素ガス圧カスイッチの取付け部より窒素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	2号機	取水設備スクリーン洗浄装置渦巻きストレーナ（A）のドレン配管に腐食が認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
11	3号機	超音波式給水流量計の計測値データ伝送装置に動作不良（事務所からの遠隔確認不可）認められたため、当該伝送装置を点検・修理	D	
12	3号機	1～4号機共用所内ボイラ設備循環ポンプ（C）軸受冷却水流量確認窓に汚れが認められたため、当該部を点検・清掃	D	
13	3号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置ドレン受け皿下部よりドレン（結露水）のリーク（約90cc、汚染無し）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	給復水系復水前置ろ過器（A）ドレン弁及びベント弁に動作不良が認められたため、当該弁（計2台）を点検・修理	D	
15	4号機	循環水系配管（捕集器（F）下流側）点検用マンホールのフランジ部にエアの吸い込み音が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	4号機	タービン補機冷却系ポンプ（A、B）の軸受潤滑油補給口及び同系ポンプ（C）の軸受潤滑油廃油口に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	5号機	原子炉建屋地下2階活性炭ホールドアップ設備エリア南側壁面に地下水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	5号機	計装用空気系除湿機（B系）再生用電気加熱器の温度スイッチに動作不良が認められたため、当該温度スイッチを点検・修理	D	
19	5号機	5～6号機共用主排気筒北東側の地面に陥没箇所（縦10cm、横10cm、深さ40cm）が認められたため、当該箇所を修復	D	
20	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）油タンクの入口ストレーナ接続フランジ部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）油タンク用油冷却器（B2）取出し配管接続フランジ部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
22	5号機	廃棄物地下貯蔵設備廃スラッジ貯蔵タンクレベル記録計に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
23	5号機	主復水器（B1）ホットウェル導電率計に指示値不良が認められたため、当該導電率計を点検・修理	D	
24	6号機	電気品室換気空調系冷却装置（B）空気圧縮機起動制御用温度スイッチに動作不良が認められたため、当該温度スイッチを点検・修理	D	
25	6号機	タービン建屋中地下125V（B）バッテリー室内を通過している雨水排水配管のサポート基礎部より地下水の流入が認められたため、当該部を点検・修理	C	
26	6号機	残留熱除去海水系配管保温材の一部に破損が認められたため、当該保温材を点検・修理	D	
27	6号機	主復水器細管洗浄装置（C1）ボール循環ポンプのグランド押さえナット部が固着気味で、グランドリーク量の調整操作が困難なため、当該部を点検・調整	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで